

## 世田谷区認知症とともに生きる希望計画の骨子について

### 1. 主旨

世田谷区認知症とともに生きる希望条例第16条第1項の規定に基づき策定する、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下、「計画」という。）」について、本年9月2日の福祉保健常任委員会にて「（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望計画の骨子（案）」を報告した。

この度、条例第18条に規定する認知症施策評価委員会にて意見を受け、計画の骨子を取りまとめたので報告する。

### 2. 計画の骨子

- （1）計画策定の背景
- （2）計画の位置づけ及び他の計画との関係
- （3）計画の基本的な考え方
- （4）認知症施策の主な取組み項目
- （5）計画の推進体制
- （6）計画の策定過程
- （7）資料編

- ・別紙1 「計画の骨子【概要版】」
- ・別紙2 「計画の骨子」

### 3. 今後のスケジュール（予定）

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 令和3年2月 | 福祉保健常任委員会報告（計画案の報告） |
| 3月     | 計画策定                |

# 世田谷区認知症とともに生きる希望計画の骨子【概要版】

別紙1

## 第1 計画策定の背景

- ・策定の主旨
- ・国、都の動向
- ・区の現状と課題
  - これまでの認知症施策の取り組み
  - 区の現状
    - (高齢者人口、介護保険の要介護(要支援)認定者数、認知症高齢者数などの推移統計)

## 第2 計画の位置づけ及び他の計画との関係

### 計画の位置づけ

世田谷区認知症とともに生きる希望条例(以下「条例」という。)第16条の規定に基づく計画(認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画(以下「認知症計画」という。)を定めるものとする。

2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

### 他の計画との関係

世田谷区基本計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のほか、各分野別計画との整合を図ります。

### 計画期間

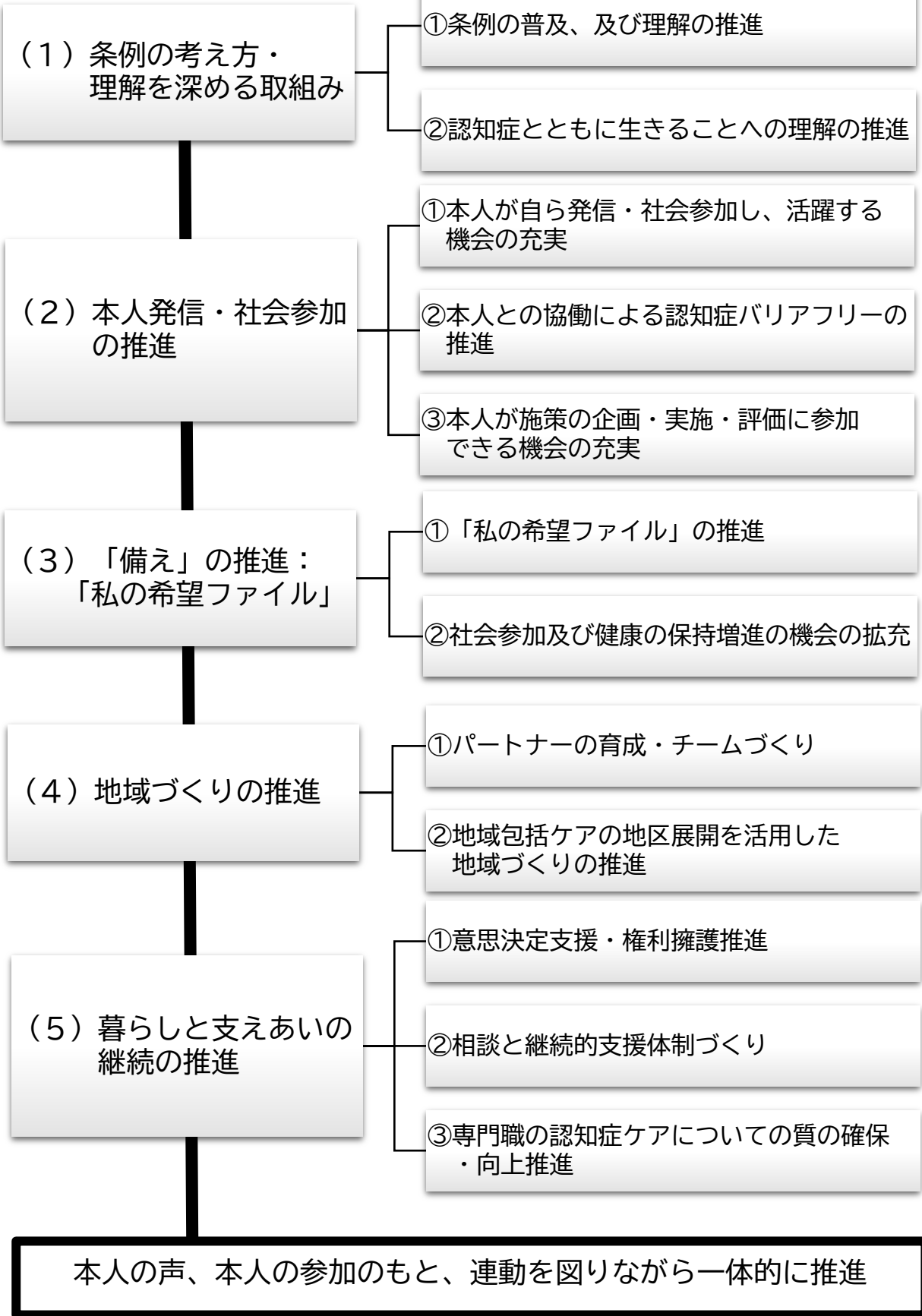
令和3年度から令和5年度まで(3年間)

## 第3 計画の基本的な考え方

- ・本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持ち、その意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域をつくります。
- ・区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、参加と協働により、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を目指します。

## 第4 認知症施策の主な取り組み項目

### 1. 認知症施策の体系



## 2. 重点項目（焦点テーマ）

- (1) 認知症観の転換
- (2) 本人の発信・参加
- (3) みんなが「備える」「私の希望ファイル」
- (4) 希望と権利・人権が大切にされ、支えあい暮らしやすい地域をともにつくる

## 3. 認知症施策の主な取組み

### (1) 条例の考え方・理解を深める取組み

- ① 条例の普及、及び理解の推進
  - ア 効果的で多様な媒体を用いた普及
  - イ 講演会・講座等の機会を活用した普及と話し合い
  - ウ 出張型の普及と話し合い
  - エ 教育分野への普及と話し合い
- ② 認知症とともに生きることへの理解の推進
  - ア 条例の理解を深め活動を生み出すためのミーティングの開催
  - イ 世界アルツハイマーデー及び月間イベント等のイベントの開催
  - ウ 認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）や各種広報媒体による「認知症とともに生きる」理解の推進

### (2) 本人発信・社会参加の推進

- ① 本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実
- ② 本人との協働による認知症バリアフリーの推進
- ③ 本人が施策の企画・実施・評価に参加できる機会の充実

### (3) 「備え」の推進：「私の希望ファイル」

- ① 「私の希望ファイル」の推進
  - ア 「私の希望ファイル」についての話し合いと活用
  - イ 「私の希望ファイル」の内容の更新
  - ウ 本人の希望の実現への協働
- ② 社会参加及び健康の保持増進の機会の拡充
  - ア 社会参加のための集いの場や機会の拡充
  - イ 介護予防・生活支援サービスの充実
  - ウ 介護予防の普及、及び通いの場づくり

## (4) 地域づくりの推進

- ① パートナーの育成・チームづくり
  - ア 世田谷区独自のパートナー及びチームの育成と活動の推進
  - イ 地域のネットワークづくり
  - ウ 安心・安全な外出を守る地域づくり
  - エ 家族会のネットワークづくりと運営支援
- ② 地域包括ケアの地区展開を活用した地域づくりの推進

## (5) 暮らしと支えあいの継続の推進

- ① 意思決定支援・権利擁護推進
  - ア 意思決定支援
  - イ 成年後見制度の相談支援
  - ウ 地域福祉権利擁護事業（あんしん事業）の実施
  - エ 高齢者虐待の防止と高齢者保護
  - オ 消費者被害防止対策の推進
- ② 相談と継続的支援体制づくり
  - ア 身近な総合相談体制づくり
  - イ 本人及び家族介護者への相談支援の推進
  - ウ 認知症カフェの全地区における整備
  - エ 生活継続のための医療・介護、多様な地域活動等の連携強化
  - オ 災害時の支援体制の強化
- ③ 専門職の認知症ケアについての質の確保・向上推進
  - ア もの忘れ相談窓口全体の質の向上
  - イ 認知症専門相談員をはじめとするあんしんすこやかセンターの職員の質の向上
  - ウ 医療・介護・福祉サービス事業所職員の質の向上の推進

第5 計画の推進体制  
・ 区の組織  
・ 区長の附属機関・各種委員会等  
・ 進行管理

第6 計画の策定過程  
・ 認知症施策評価委員会等の審議の経過等

第7 資料編  
・ 条例制定過程  
・ 条例  
・ 条例施行規則

## 世田谷区認知症とともに生きる希望計画の骨子

区では、令和2年10月、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下、「条例」という。）」を施行し、認知症は誰もがなりえる可能性があり、全ての区民等が自らのこととして捉え、認知症があってもなくても、希望を持って、ともにより良く生きることができるよう、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指しています。

この度、条例第16条に基づき、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下、「計画」という。）」を策定します。

計画の策定にあたっては、本人から直接意見を聴きながら進めるとともに、第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討を進めており、それとの整合を図りながら、計画の策定に取り組みます。

## 1. 計画策定の背景

## (1) 策定の主旨

## (2) 国、都の動向

## (3) 区の現状と課題

- ・これまでの認知症施策の取組み
- ・区の現状（高齢者人口、介護保険の要介護（要支援）認定者数、認知症高齢者数などの推移統計）

## 2. 計画の位置づけ及び他の計画との関係

## (1) 計画の位置づけ

- ・条例、第16条
- ・区の総合的な計画  
（世田谷区基本構想、世田谷区基本計画、世田谷区新実施計画）
- ・区分野別計画  
（世田谷区地域保健医療福祉総合計画、第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

## (2) 計画期間

- ・令和3年度～令和5年度

## 3. 計画の基本的な考え方

- ・本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持ち、その意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域をつくります。
- ・区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、参加と協働により、認知症とともにより良く生きていく

ことができる地域共生社会の実現を目指します。

#### 4. 認知症施策の主な取組み項目

(1) 認知症施策の体系・・・別添資料1

(2) 重点項目(焦点テーマ)

- ・ 認知症観の転換
- ・ 本人の発信・参加
- ・ みんなが「備える」「私の希望ファイル」
- ・ 希望と権利・人権が大切にされ、支えあい暮らしやすい地域をともに  
つくる

(3) 主な取組み項目

1) 条例の考え方・理解を深める取組み

一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまちを実現するためには、広く区民に従来の認知症観から希望のある認知症観へ転換するよう、条例の理念を周知していくことが必要です。パンフレットやホームページ、エフエムラジオ等の各種媒体を活用するとともに、イベント等、区民等が集まる場へ出向いたり、教育分野へも協力を仰ぎ、本人の声を積極的に発信・活かしながら、認知症とともに生きることについて自分事としての理解が深まるよう取り組みます。

条例の普及、及び理解の推進

- ア 効果的で多様な媒体を用いた普及
- イ 講演会・講座等の機会を活用した普及と話し合い
- ウ 出張型の普及と話し合い
- エ 教育分野への普及と話し合い

認知症とともに生きることへの理解の推進

- ア 条例の理解を深め活動を生み出すためのミーティングの開催
- イ 世界アルツハイマーデー及び月間イベント等のイベントの開催
- ウ 認知症あんしんガイドブック(認知症ケアパス)や各種広報媒体による「認知症とともに生きる」理解の推進

2) 本人発信・社会参加の推進

認知症を正しく理解するには、本人の声を直接聴くことが必要です。本人の視点や意見を施策に反映していく仕組みづくりが重要です。

区では、本人が自らの意思で、区民や地域団体、本人に関わる専門職等に情報を発信する機会を支援していきます。

認知症になってからも仲間と出会い、つながり合いながら社会参加で

きる仕組みづくりに取り組みます。

- 本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実
- 本人との協働による認知症バリアフリーの推進
- 本人が施策の企画・実施・評価に参加できる機会の充実

### 3) 「備え」の推進：「私の希望ファイル」

誰もが認知症になる可能性があることを認識していただき、認知症になる前及び認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らしていくために、自らの思いや希望、意思を繰り返し書き記す過程やその文書、記録を「私の希望ファイル」といいます。

「私の希望ファイル」を取り組むことで、認知症への理解が深まるとともに、本人の希望の実現を支援することで、認知症でも暮らしやすい地域共生社会を目指します。

「私の希望ファイル」の推進

- ア 「私の希望ファイル」についての話し合いと活用
- イ 「私の希望ファイル」の内容の更新
- ウ 本人の希望の実現への協働
  - 社会参加及び健康の保持増進の機会の拡充
- ア 社会参加のための集いの場や機会の拡充
- イ 介護予防・生活支援サービスの充実
- ウ 介護予防の普及、及び通いの場づくり

### 4) 地域づくりの推進

本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアの地区展開の中で、地区高齢者見守りネットワークなど、住民同士のネットワークの強化を図るとともに、本人、家族、地域団体、関係機関、事業者等の様々な立場の人たちが同じ地域の中で出会い、つながり合い、それぞれの力を発揮できるようパートナーの育成に取り組みながら、地域づくりを推進していきます。

パートナーの育成・チームづくり

- ア 世田谷区独自のパートナー及びチームの育成と活動の推進
- イ 地域のネットワークづくり
- ウ 安心・安全な外出を守る地域づくり
- エ 家族会のネットワークづくりと運営支援
- 地域包括ケアの地区展開を活用した地域づくりの推進

### 5) 暮らしと支えあいの継続の推進

認知症の進行に伴い意思決定の能力が低下しても、その能力を最大限に活かして本人の意思に基づいた暮らしを支えていくことが重要です。認知症になってからも自分らしく暮らせるよう、本人の意思決定の支援に取り組みます。

認知症の早い段階から適切な支援につながり、継続的に支援する体制を整えることで、認知症になってからも自分らしく暮らし続けていくことができるよう取り組みます。

認知症のケアに携わる医療・介護・福祉等の関係機関の職員への研修を認知症在宅生活サポートセンター及び福祉人材育成・研修センター等と連携し人材育成を推進していきます。

#### 意思決定支援・権利擁護推進

ア 意思決定支援

イ 成年後見制度の相談支援

ウ 地域福祉権利擁護事業（あんしん事業）の実施

エ 高齢者虐待の防止と高齢者保護

オ 消費者被害防止対策の推進

#### 相談と継続的支援体制づくり

ア 身近な総合相談体制づくり

イ 本人及び家族介護者への相談支援の推進

ウ 認知症カフェの全地区における整備

エ 生活継続のための医療・介護、多様な地域活動等の連携強化

オ 災害時の支援体制の強化

#### 専門職の認知症ケアについての質の確保・向上推進

ア もの忘れ相談窓口全体の質の向上

イ 認知症専門相談員をはじめとするあんしんすこやかセンターの職員の質の向上

ウ 医療・介護・福祉サービス事業所職員の質の向上の推進

## 5. 計画の推進体制

### (1) 区の組織

計画に基づく主な施策は、条例第17条に規定する認知症在宅生活サポートセンターを拠点として行い、認知症施策に係る事業は、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して行います。

世田谷区の地域行政制度に基づき、28地区の日常生活圏域ごとに設置されたあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

5 地域の総合支所及び区役所本庁の三層構造による推進体制を基本とし、介護予防・地域支援課が中心となって施策の実施や見直し等に取り組むとともに、庁内全体で連携・協力して計画の推進に取り組みます。

また、区民、地域団体、関係機関及び事業者の多様な資源と連携し、共に推進していきます。

(2) 区長の附属機関・各種委員会等

条例第18条に基づく区長の附属機関である、認知症施策評価委員会にて調査・審議を行います。また、その調査・審議による評価結果を区の施策に反映させていきます。

(3) 進行管理

計画に基づく認知症施策について、実施状況の把握とその評価を行い、認知症施策評価委員会などに定期的に報告し、計画の進行管理を行います。

また、区の新実施計画事業の進行管理、評価等と整合を図ります。

6. 計画の策定過程

- ・ 認知症施策評価委員会等の審議の経過等

7. 資料編

- ・ 条例制定過程
- ・ 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」
- ・ 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則」



# 1. 認知症施策の体系

別添資料 1

## 施策の体系

